

診療・検査医療機関支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、診療・検査医療機関の指定を受けた診療所等への支援について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより休業を余儀なくされた診療所に対する支援制度を設けることにより、診療・検査を担う診療所を拡大し、多数の発熱患者等が地域で適切に診療・検査を受けられる体制を整備することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、職員、役員、事業主および専従者が次の各号のいずれかにおける業務その他新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の診療または行政検査に関する業務に従事した際に新型コロナウイルス感染症に感染したことにより休業を余儀なくされた診療所とする。

- (1) 当該診療所（診療・検査医療機関の指定を受けたものに限る。）
- (2) 地域外来・検査センター
- (3) 軽症者等の宿泊療養施設

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める項目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 項目	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率	5. 上限額
賃金等	次の各号に掲げる職員、役員、事業主および専従者1人につき、	診療所から職員に対し、休業期間中の労働日に通常支払われる賃金（雇用保険法（昭和49年法	10/10	同一の原因に基づく休業につき、1診療

	診療所の休業1日当たりそれぞれ当該各号に掲げる額 (1) 医師 60,000 円 (2) 医師以外の医療従事者 15,000 円	律第 116 号) 第 62 条第 1 項第 1 号ならびに雇用保険法施行規則 (昭和 50 年労働省令第 3 号) 第 102 条の 2 および第 102 条の 3 の規定に基づき雇用調整助成金が支給されるものを除く。) の額 役員にあつては、休業期間中の労働日に通常得られた役員報酬の額 事業主にあつては、休業期間中の労働日に通常得られた事業所得の額 専従者にあつては、休業期間中の労働日に通常得られた専従者給与の額		所当たり 2,212,000 円
賃料等	診療所の休業1日当たり 8,000 円	賃貸借契約およびこれと類似する契約または処分 (以下「賃貸借契約等」という。) に基づき自らの事業のために他人の所有する土地または建物を直接占有する診療所が、当該土地または建物を使用および収益するために対価として支払う休業期間中の賃料等 (当該対価に係る租税を含む。以下同じ。) の額	10/10	

※ 対象経費の具体的な算定方法については、別紙のとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 規則第 3 条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第 1 号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額

と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第 6 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金および事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (4) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（変更申請）

第 7 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第 2 号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて速やかに提出するものとする。

（実績報告）

第 8 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、別紙様式第 3 号による報告書を、事業完了後 1 月以内または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、同報告書に記載する関係書類を添えて知事に提出するものとする。

- 2 第 5 条第 2 項のただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（概算払い）

第 9 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第 4 号による交付請求書（概算払）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 10 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 20 日までに消費税等仕入れ控除税額報告書（別紙様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 11 条 第 5 条の規定に基づく交付申請、第 7 条の規定に基づく変更申請、第 8 条の規定に基づく実績報告、第 9 条の規定に基づく交付請求（概算払）および前条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準事務処理期間）

第 12 条 標準事務処理期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付決定は、規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 8 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度補助金より適用する。

【別紙】対象経費の算定方法について

1 賃金

- (1) 第4条の表に規定する「賃金」の対象経費は、診療所の休業期間の初日の前日における職員の時間当たり賃金の額に、それぞれ当該職員の1日平均所定労働時間を乗じて得た額を合算した額とする。なお、「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として診療所が職員に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）第3条に規定する範囲外のものを除く。）とする。
- (2) 前号に規定する「時間当たり賃金の額」は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の規定に基づき支払われる時間外、休日および深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額とする。
- (3) 第1号に規定する「1日平均所定労働時間」は、診療所の休業期間の総所定労働時間を当該期間の総所定労働日数で除して得た数とする。
- (4) 第3号に規定する「所定労働時間」は、労働基準法第32条に規定する労働時間の範囲内で、労働契約、就業規則、労働協約等（以下「労働契約等」という。）によって職員が勤務すべきものとして定められた時間とし、同号に規定する「所定労働日数」は、労働契約等によって労働すべき日とされた日数とする。

2 役員報酬

- (1) 第4条の表に規定する「役員報酬」の対象経費は、診療所の休業期間の初日の前日における役員の時間当たり役員報酬の額に、それぞれ当該役員の1日平均労働時間を乗じて得た額を合算した額とする。なお、「役員報酬」とは、定款、社員総会、または理事会等で定められた報酬とする。
- (2) 前号に規定する「時間当たり役員報酬の額」は、当該役員に対する年間の役員報酬の額を年間の総労働時間で除して得た額とする。
- (3) 第1号に規定する「1日平均労働時間」は、当該役員の診療所の休業期間の総労働時間を当該期間の総労働日数で除して得た数とする。
- (4) 第2号および第3号に規定する「労働時間」は、当該役員が通常従事すると想定される時間とし、第3号に規定する「労働日数」は、当該役員が通常従事すると想定される日数とする。なお、通常従事すると想定される時間および日数については、診療所の開院時間や開院日、診療所の休業期間の初日の前年や前月等において従事した時間や日数をもとに想定した時間および日数とする。
- (5) 役員が使用人を兼務する場合は、当該役員に対する前項に規定する賃金および第1号

に規定する役員報酬を合算した額を当該使用人兼務役員の対象経費とする。

3 事業所得

- (1) 第4条の表に規定する「事業所得」は、診療所の休業期間の初日の前年における事業主の時間当たり事業所得の額に、当該事業主の1日平均労働時間を乗じて得た額を合算した額とする。なお、「事業所得」とは、所得税法第27条に規定する所得とする。
- (2) 前号に規定する「時間当たり事業所得の額」は、年間の事業所得の額を事業主の年間の総労働時間で除して得た額とする。
- (3) 第1号に規定する「1日平均労働時間」は、当該事業主の診療所の休業期間の総労働時間を当該期間の総労働日数で除して得た数とする。
- (4) 第2号および第3号に規定する「労働時間」は、当該事業主が通常従事すると想定される時間とし、第3号に規定する「労働日数」は、当該事業主が通常従事すると想定される日数とする。なお、通常従事すると想定される時間および日数については、診療所の開院時間や開院日、診療所の休業期間の初日の前年や前月等において従事した時間や日数をもとに想定した時間および日数とする。
- (5) 診療所の休業期間の初日の前年において事業を行っていない場合は、事業を開始した日から診療所の休業期間の初日の前日までの当該事業にかかる収入および支出等の差額を当該日数で除して得た額に、365を乗じて得た額を第2号に規定する年間の事業所得の額とみなす。

4 専従者給与

- (1) 第4条の表に規定する「専従者給与」は、診療所の診療所の休業期間の初日の前年における専従者の時間当たり専従者給与の額に、当該専従者の1日平均労働時間を乗じて得た額を合算した額とする。なお、「専従者給与」とは、所得税法第57条第1項に規定する青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額または同条第4項に規定する事業専従者の給与所得に係る収入金額とする。
- (2) 前号に規定する「時間当たり専従者給与」は、当該専従者に対する年間の専従者給与の額を年間の総労働時間で除して得た額とする。
- (3) 第1号に規定する「1日平均労働時間」は、当該専従者の診療所の休業期間の総労働時間を当該期間の総労働日数で除して得た数とする。
- (4) 第2号および第3号に規定する「労働時間」は、当該専従者が通常従事すると想定される時間とし、第3号に規定する「労働日数」は、当該専従者が通常従事すると想定される日数とする。なお、通常従事すると想定される時間および日数については、診療所の開院時間や開院日、診療所の休業期間の初日の前年や前月等において従事した時間や日数

をもとに想定した時間および日数とする。

- (5) 診療所の休業期間の初日の前年において事業を行っていない場合は、事業を開始した日から診療所の休業期間の初日の前日までに当該専従者が得た給与を、当該期間の月数で割った額に12を乗じて得た額を第2号に規定する年間の専従者給与の額とみなす。

5 賃料等

- (1) 第4条の表に規定する「賃料等」の対象経費は、次号から第4号までに規定する算定基礎額に診療所の休業月数を乗じて得た額とし、休業期間が1月に満たない場合は日割計算を行うものとする。なお、「賃料等」とは、賃料のほか地代、共益費および管理費を含むものとする。
- (2) 第1号の算定基礎額は、休業期間の初日の前1月以内に当該初日の属する月分の賃料等として支払った額（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合は、休業期間の初日の直前の支払い（当該初日の属する月分に相当する賃料等を含むものに限る。）で支払った当該賃料等の1月平均の額）とする。
- (3) 前号の規定により算定基礎額を算定する場合において、賃貸人その他の申請者に対して土地または建物を使用および収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）と申請者との関係が次の各号のいずれかであるときは、当該土地または建物に係る賃料等は含めないこととする。
- ア 申請者が賃貸人等の代表取締役または親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人であるものに限る。）をいう。）であるもの
- イ 賃貸人等が申請者の配偶者もしくは一親等内の血族もしくは姻族または当該配偶者もしくは一親等内の血族もしくは姻族を代表取締役または親会社等とする法人であるもの
- ウ アおよびイに規定する関係に類するものその他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと思事判断するもの
- (4) 第2号の規定により算定基礎額を算定する場合において、法律上の原因なく、または違法に使用および収益している土地または建物に係る賃料等は含めないこととする。